

詐欺・迷惑電話防止のため 防犯機能付き電話機を！！

市内で**特殊詐欺被害が多発**しています。被害に遭わないためには、犯人と話さないための対策が重要です。

南あわじ市では、特殊詐欺被害を未然に防止することを目的として、防犯機能付き電話機等を購入する費用の一部を補助します。



対象者

市内在住で65歳以上の方がいる世帯

※65歳未満で若年性認知症等により特殊詐欺対策を必要とする場合は別途ご相談ください

対象機器

以下の2つの機能が両方ついた「固定電話機」または固定電話機に設置する「外付け機器」

1. 着信前自動警告機能

着信音が鳴る前に相手に「通話を録音します」等の警告メッセージを流す機能

2. 自動録音機能

通話内容を自動で録音する機能

補助額

購入金額の2／3

※固定電話機は上限 10,000 円
外付け機器は上限 5,000 円

申込期日

令和8年

2月27日(金)必着

※ 機器を購入する前に申込が必要です。

※ 申込方法については、裏面をご覧ください。お問い合わせください。

お問合せ・申込先

南あわじ市 危機管理部 危機管理課

〒656-0492 南あわじ市市善光寺 22 番地 1

電話番号：0799-43-5203

手続きの流れ

1. 事前申込

市に以下の申込書類を提出してください

【提出期日】令和8年2月27日（金）

〈申込書類〉

- ・ 防犯機能付電話機等購入費補助金事前申込書
- ・ 本人確認書類（マイナンバーカードや運転免許証等の写し）



事前申込はオンラインでも
出来ます

2. 交付申請

市から「補助金審査結果通知書」で補助金の申請が可能と通知された方は、機器の購入及び設置を完了させ、市に以下の申請書類を提出してください

【提出期日】令和8年3月31日（火）

〈申請書類〉

- ・ 防犯機能付電話機等購入費補助金交付申請書兼請求書
- ・ 補助対象経費の支払を証明する書類（購入店、購入日、金額、商品名が確認できる領収書の写し）
- ・ 補助対象機器の機能が確認できる書類（カタログや仕様書等の写し）
- ・ 振込先を確認できる通帳の写し

3. 振込

市から指定の口座に補助金が振り込みされます

他にもあります！ 特殊詐欺対策

詐欺の犯人は、次々と手口を変え、言葉巧みに相手を騙します。犯人と話さない・接触しないため、防犯機能付き電話機以外にも様々な対策方法があります。

詳しくはホームページをご覧ください。⇒



<https://www.city.minamiawaji.hyogo.jp/soshiki/kikikanri/tokusyusagi.html>